第十七条を次のように改める。

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条　法第十八条第五項に規定する政令で定める場合は、放射線障害を防止して公共の安全を確保するための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として内閣府令で定めるものを運搬する場合とする。

第十九条の次に次の二条を加える。

（工場等における特定放射性同位元素の防護のための措置を要する場合）

第十九条の二　法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める場合は、工場又は事業所において特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄（廃棄物埋設を除く。）をする場合とする。

（工場等の外における特定放射性同位元素の運搬に関する読替え）

第十九条の三　法第二十五条の五の規定により法第十八条の規定を適用する場合における第十六条から第十八条までの規定の適用については、第十六条中「放射線障害の防止」とあるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、第十七条及び第十八条第三号中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」とする。

第二十条の二中「第三項まで」の下に「、第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九」を、「第三十三条の三まで」の下に「、第三十八条の二から第三十八条の四まで」を、「第四十三条の二」の下に「、第四十八条の二」を加え、同条第二号中「第二十四条及び」を「第二十四条、」に改め、「まで」の下に「及び第三十八条の四」を加える。

第二十条の三第二号を次のように改める。

二　放射性同位元素等の規制に関する法律

第二十条の三第四号中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」を「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令」に改める。

第二十条の四第一号を次のように改める。

一　放射性同位元素等の規制に関する法律

第二十条の四第十一号を次のように改める。

十一　放射性同位元素等の規制に関する法律施行令

第二十一条中「及び第四十一条の四十」を「、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六」に改める。

第二十四条の表に次のように加える。

第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の十九の二並びに第四十一条の二十において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十	第四十一条第一項各号のいずれか	第四十一条の十九の二各号のいずれか

第二十五条の表に次のように加える。

第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二十一の二並びに第四十一条の二十二において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十	第四十一条第一項各号のいずれか	第四十一条の二十一の二各号のいずれか

第二十七条の表第四十一条の二第二項の項及び第二十八条の表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条第二項」を「前条第二項」に改める。

第二十九条の見出し中「登録定期講習機関」を「登録放射線取扱主任者定期講習機関」に改め、同条の表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条第二項」を「前条第二項」に改め、同表第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号の項中「定期講習」を「放射線取扱主任者定期講習」に改め、同表第四十一条の十二第三号の項中「定期講習業務規程」を「同項に規定する放射線取扱主任者定期講習業務規程」に改める。

第四章中第二十九条の次に次の一条を加える。

（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録等に関する読替え）

第二十九条の二　法第四十一条の四十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の四十一
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項及び第四十一条の十四第二項	第十二条の二第一項	第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の四十二並びに第四十一条の四十六において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号	設計認証等のための審査	第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習
第四十一条の十二第二号	第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条	第四十一条の四十五又は第四十一条の四十六において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条
第四十一条の十二第三号	第四十一条の五第一項	第四十一条の四十四第一項
	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た同項に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程
第四十一条の十二第四号	第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条	第四十一条の四十六において準用する第四十一条の十又は前条

第三十条第一項中「二十二人」を「五十人」に改め、同条第二項中「防止」の下に「及び特定放射性同位元素の防護」を加える。

第三十一条第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一　法第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者	十七万九千百円（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、十七万七千八百円）